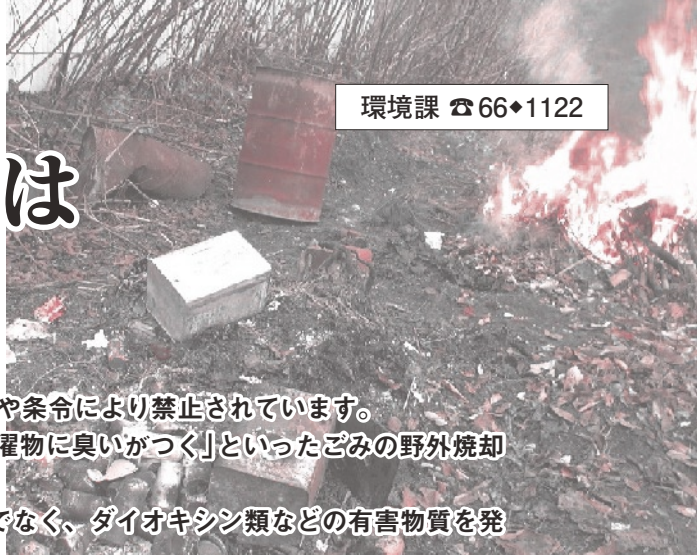


ごみの屋外焼却はやめましょう！



ごみの屋外焼却(いわゆる野焼き)は、一部の例外を除き法律や条例により禁止されています。

「隣の人のごみを燃やすので、黒い煙が出てのどが痛い」「洗濯物に臭いがつく」といったごみの野外焼却に関する苦情が多く寄せられています。

ごみを燃やすと、悪臭や煙による近隣住民とのトラブルだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、人の健康への影響が心配されます。

ごみを焼却する際には、法令で定められた構造基準を満たした焼却設備で、処理基準に従い行うことが必要です。これを満たしていない簡易なごみ焼却炉などは使用できません。



☆焼却禁止の例外

次のようなときは例外的に法律で焼却が認められているものです。

- ①風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ②農業、林業または漁業を営むため、やむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(ビニール焼却は含まない)
 - ③日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却(たき火、バーベキューなど)
- 例外的に認められている屋外焼却であっても、周辺住居の密集状況などを考慮し、煙やにおいなど周りに迷惑のかからないようにしてください。

◎処理基準に違反して廃棄物を焼却した場合には、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金(または併科)に処罰されることがあります。

ねこの飼い方 ～責任とマナー～

ねこは年に数回発情し、1回に6頭程度の子どもを産みます。2～3月が1回目の発情期にあたりますが、思いがけず生まれてしまった子ねこの措置に困り、センターに收容される子ねこが後を絶ちません。なかには、遺棄される事例もあります。そのような子ねこは、ほとんどが悲しい結末をたどる事となります。

動物を飼うには責任とマナーが大切です！

ねこを飼うにあたって次のことを守りましょう！



- 1 最期まで責任をもって飼いましょう。動物遺棄は犯罪です！
- 2 むやみに子ねこを増やさないために、不妊、去勢手術をしましょう。
- 3 首輪に名札を付けるなど、所有者明示をしましょう。
- 4 交通事故、近所迷惑を防ぐため、室内で飼うようにしましょう。

ねこ・いぬの家族探し・飼育相談

愛知県動物保護管理センター東三河支所 ☎0532♦33♦3777

問合せ先 環境課 ☎66♦1121